契約締結状況 (公共工事以外) の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約の透明性の向上と更なる適正化を図るため、県の契約締結状況 の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。
 - (1) 課 栃木県財務規則(平成7年3月17日栃木県規則第12号。以下「規則」という。) 第2条第5号に定める機関
 - (2) 公所 規則第2条第6号に定める機関
 - (3) 契約 地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号) 第 234 条第 1 項に基づき 締結する契約

(公表の対象)

- 第3条 この要領による公表の対象は、課及び公所が締結した契約とする。ただし、次に 掲げるものは除く。
 - (1) 規則第160条各号に定めるそれぞれの額を超えない契約(少額随意契約)
 - (2) 建設工事及び建設工事に関連した用地取得等に係る契約
 - (3) 建設工事等関連業務委託契約

(公表事項)

- 第4条 公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 契約締結課及び公所等
 - (2) 契約件名
 - (3) 数量
 - (4) 契約締結の方法
 - (5) 指名競争入札又は随意契約とした理由
 - (6) 契約金額
 - (7) 契約の相手方
 - (8) 契約締結日
 - (9) その他(長期継続契約、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関すること) (非開示情報)
- 第5条 前条の規定による公表事項が、次の各号に掲げる情報のいずれかに該当する場合 は、当該事項のすべて又は一部を公表しない。
 - (1) 法令若しくは条例の規定により公表することができないとされているもの
 - (2) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公表することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公表

することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるもの

- (4) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人 が行う事務又は事業に関する情報であって、公表することにより、当該事務又は事 業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 公表することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるもの

(公表の方法)

- 第6条 会計局会計管理課は、毎年、各課又は公所が前年度に締結した契約の第4条に掲 げる事項について調査し、その結果をとりまとめ栃木県ホームページに掲載する。 (その他)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、公表に関し必要な事項は、会計局会計管理課長が その都度定める。

附則

この要領は、平成 23 年 9 月 8 日から施行する。 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。